

真の国際化へ 誰でも分かる法律文を

国際公共政策研究科

野村美明 教授 Prof. Yoshiaki NOMURA

(国際取引法、国際私法)

「日本の法律は日本人のためだけではなく、グローバルユーザーのためにある。世界中の誰にでも分かりやすくなければいけません」。柔和な表情に、国際社会で生きる日本はどうあるべきか、確固とした信念をにじませる。国際取引関係の法律を英訳し、インターネットのポータルサイトを通じて世界に情報発信する「日本法の透明化プロジェクト」の中核メンバーで、国際金融法班を率いている。



野村美明(のむら・よしあき)1951年大阪府生まれ。大阪大学法学部卒、法学研究科前期課程修了。米ハーバード大学ロースクールLLM取得、法学部助教授などを経て94年から現職。著書に「交渉ケースブック」「ケースで学ぶ国際私法」など。趣味は子供のころから大学時代まで続けたピアノ。



「日本法の透明化」国際シンポジウム「知的財産権と涉外民事訴訟」
(2009年5月、京王プラザホテル)

「法律文を翻訳できる人、 通訳できる人がいないんです」

プロジェクトは、2004年度に文部科学省の科学研究費助成特定領域研究に採択されてスタートした。目的は他の先進国に比べて低い水準にとどまる海外からの直接投資の規模を増大させ、日本企業との国際取引を国の内外で容易にすること。

国際会社法、国際倒産法など8法分野で、立法、判例、学説などを体系的にデータベース化してゆく。このプロジェクトによって、大学の垣根を越えて全国の国際法学者が英知を結集する初めての機会を得た。

自ら担当する国際金融法では法律文や最高裁判例など約100件以上を英訳している。翻訳作業を通じて分かってきたことがあるという。いずれも、日本の制度と将来にかかわる重要な問題だった。

一つは、日本の法律文の難解さが改めて浮き彫りになったこと。「分かりやすく書かれていない。どうしてか」といって、法を書いている官庁が市民の方を向いていないからです。これは日本の制度上の大きな欠陥。もっと議員立法を増やして、誰でも分かる法律文を作らなければならない」と鋭く指摘する。

もう一つは、法律のように権利に影響する文章を

英訳できる業者が日本に存在しないこと。「英語を話せる人は多いがこの分野を翻訳できる人、通訳できる人がいないんです。そのことに日本の社会はまだ気づいていない」

そして、翻訳者不在の問題は英語に限らないと、専門の国際私法や国際取引法をはじめこれまで培ってきた広い視野をバックボーンに力説する。「ほかの言語では状況はもっと悲惨です。日本は情報立国というが、日韓、日中といったアジア地域の経済連携を考えるなら、翻訳できる人を育てないと本当の意味で平等な連携なんて期待できない」

EUではトルコを含め、加盟するすべての国の言語に各国の法律や判例が訳されている。EU法ができ、EU裁判所ができた。「これなくして経済統合はあり得なかった。EUではそのために予算をつけて、翻訳家を育成した。それくらい重要なことなのです」

今回のプロジェクトは09年度で6年間の計画を完結。チームは次のステップへの助走をすでに始めている。アジア地域をはじめ国際間での経済交渉・連携に必要な翻訳家や法律家、政治家、企業家を育成するための国家戦略的な政策提言となるはずだ。